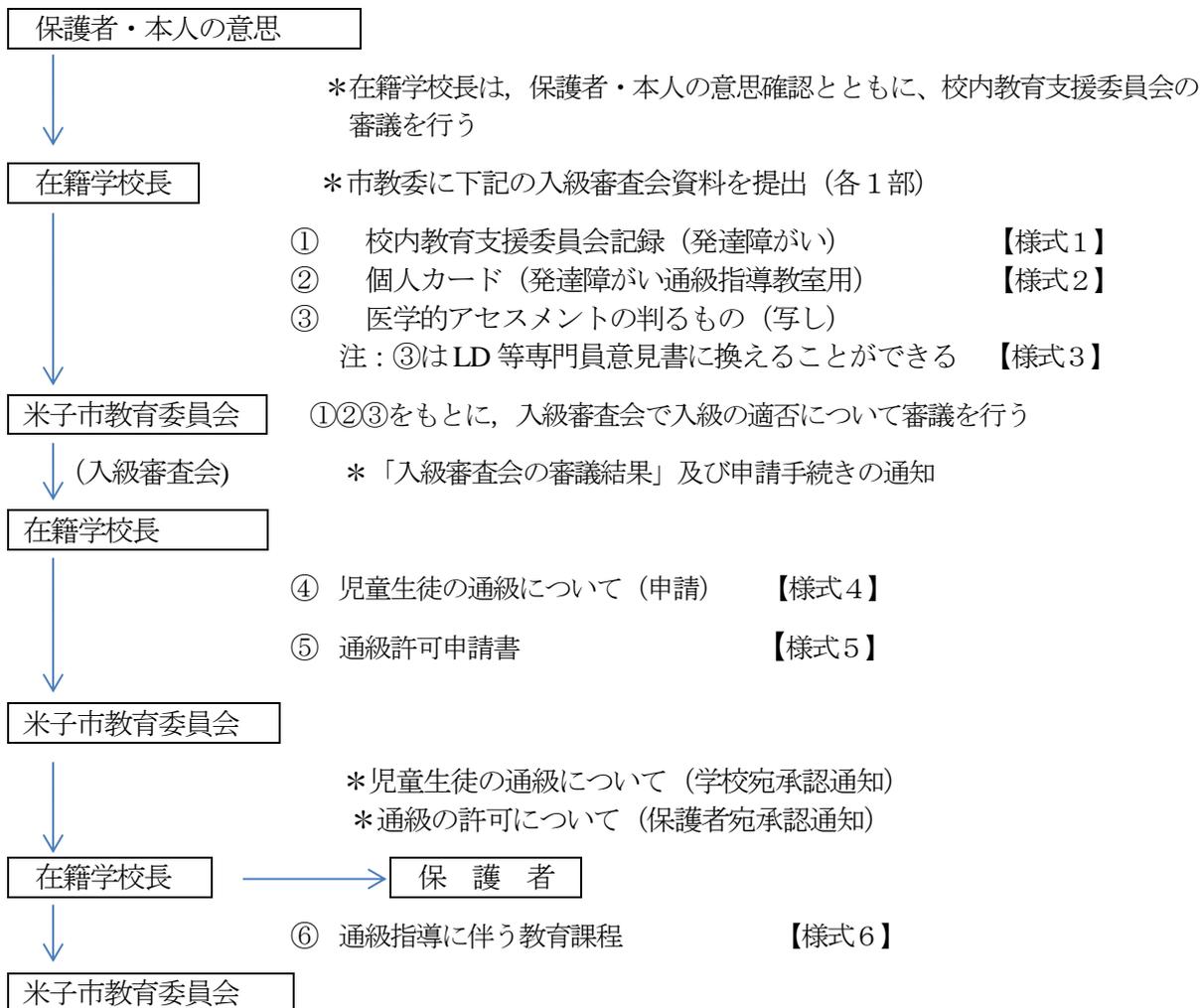


発達障がい通級指導教室の入級等の手続きについて

- 1 「まなびの教室」入級・退級等の手続き
- 2 「まなびの教室」に係る1年間の文書の流れ
- 3 「まなびの教室」の手続き等について〈解説〉
- 4 通級指導1年間の流れについて
- 5 「まなびの教室」文書様式集 【様式1～9】

「まなびの教室」の入級・退級等の手続き

1 入級手続きの流れ



入級審査会開催予定月

2月 ・ 中学校1年～2年生の新規入級希望者の入級審査会

2月 ・ 中学校新1年生の入級審査会

※この場合、入級審査会資料は、小学校在籍学校長が米子市教育委員会に提出し、入級審査会の審議を受けて、通級許可を米子市教育委員会に申請する。

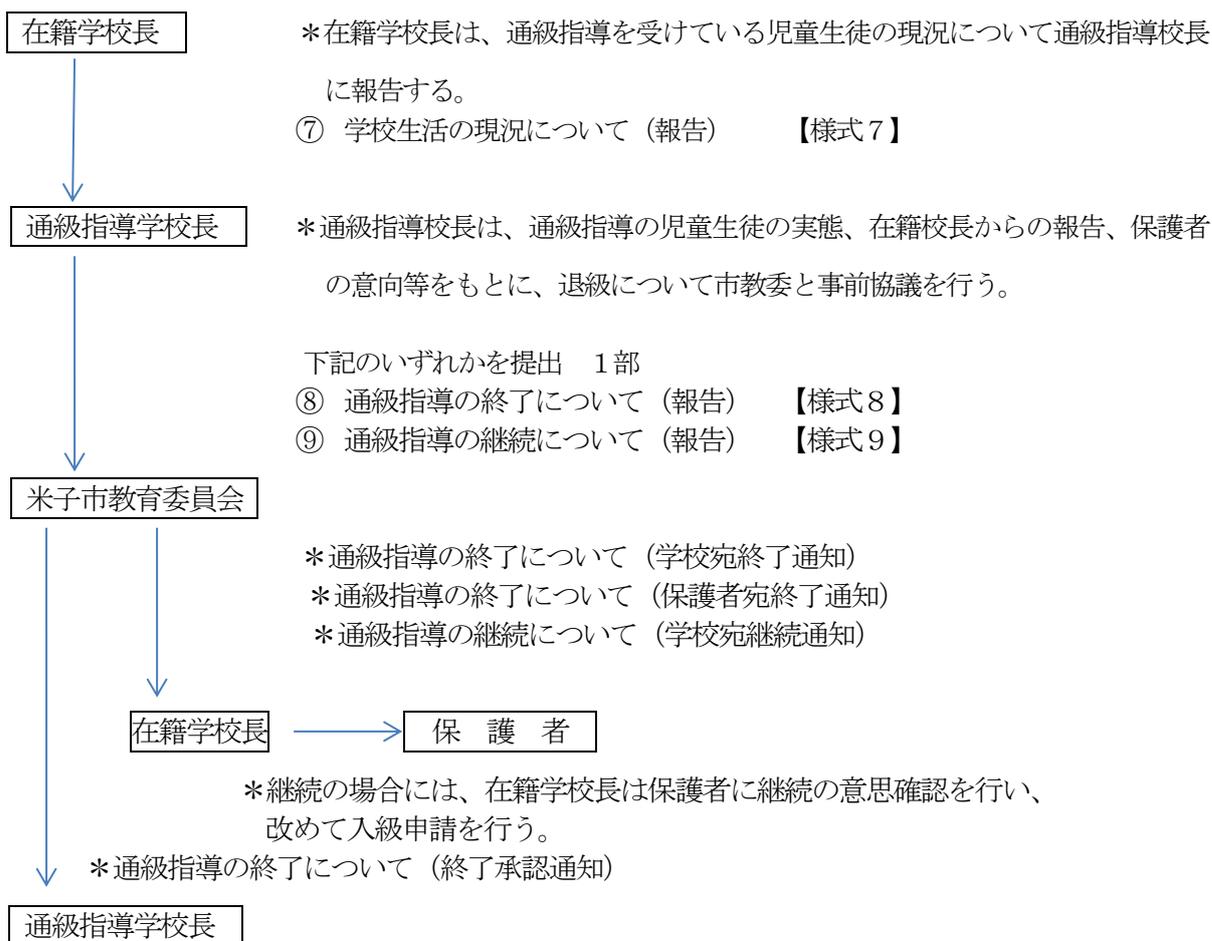
8月 ・ 中学校1年～3年生の中途入級希望者の入級審査会

※受け入れ可能な場合に開催

2 退級・継続手続きの流れ

小・中学校卒業又は当初の課題が改善された等の事由により退級する場合や当初の課題が解消されていないため通級指導を継続する場合の手続きは下記の通りとする。

(1) 年度末での手続き



(2) 年度中途での退級手続きは、年度末の退級手続きに準ずる。

「当初の課題がかなり改善された」等の理由により、年度途中で指導が終了することもある。この場合、学校生活の現況について（報告）【様式7】を省くことも可

「まなびの教室」に係る1年間の文書の流れ

○通級児童生徒の継続・終了申請関係

発出・提出予定日	番号 発出元→発出先 対象者：文書名等	備 考
12月当初	市教委→通級指導校 ※通級指導の終了・継続の報告について（依頼） 市教委→在籍校 ※通級指導校への学校生活の現況についての報告依頼	・通級指導校へ依頼 ・在籍校への依頼
1月15日頃	在籍校→通級指導校 * 学校生活の現況について（報告）【様式7】	・市教委文書を受け、 在籍学校長が報告
2月25日頃	通級指導校→市教委 * 通級指導の終了について（報告）【様式8】 * 通級指導の継続について（報告）【様式9】	・市教委文書を受け、 通級指導校長から一括報告提出
3月5日頃	市教委→該当学校・保護者・通級指導校 終了者：通級指導の終了について（通知）	・通級指導校の報告を受け 終了通知送付
	市教委→該当学校 継続者：通級指導の継続及び入級申請について（通知）	・通級指導校の報告を受け 継続通知送付
修了式まで	該当学校→市教委 継続児童生徒の入級申請提出 児童生徒の通級について（申請）【様式4】 通級許可申請書【様式5】	・市教委文書を受け、 指導を受ける児童の入級申請提出

4月当初	市教委→該当学校・保護者・通級指導校 学校長及び保護者宛承認通知の送付	
4月15日頃	通級指導校→市教委 通級指導時間割報告	
4月末	該当学校→市教委 通級指導に伴う教育課程【様式6】	

○在籍児童生徒及び中学校新1年生徒の新規申請関係（2月入級審査会）

発出・提出予定日	番号 発出元→発出先 対象者：文書名等	備 考
11月当初	市教委→各学校 新規：来年度の通級指導の必要な児童生徒について（依頼）	・来年度当初からの指導が必要な児童生徒の把握
↓		
1月30日頃	該当学校→市教委 新規入級希望者の入級審査会資料提出 【様式1】【様式2】 【医学的アセスメントの写し】又は【様式3】	・市教委文書を受け、 学校から提出 ・在籍校は1月中旬に 該当者報告
2月15日頃	入級審査会開催（申請があった児童生徒について通級指導を受けることが適当であるかの可否を総合的に判断）	
3月5日頃	市教委→該当学校 「入級審査会審議結果」及び入級申請手続きについての通知	・児童生徒の申請手続きに係る通知送付
修了式まで	該当学校→市教委 新規・継続児童生徒の入級申請提出 児童生徒の通級について（申請）【様式4】 通級許可申請書【様式5】	・市教委文書を受け、 指導を受ける児童の入級申請提出

4月当初	市教委→該当学校・保護者・通級指導校 学校長及び保護者宛承認通知の送付	
4月15日頃	通級指導校→市教委 通級指導時間割報告	
4月末	該当学校→市教委 通級指導に伴う教育課程 【様式6】	

○年度途中で入級を希望する児童生徒について（受け入れ可能な場合）

※小学校新1年生の児童の入級後、通級指導受け入れ可能な場合は、下記日程で、8月に入級審査会を開催し、2学期からの中途入級を受け入れます。

5月30日頃	市教委→各学校 通級指導の必要な児童生徒について（依頼）	・在籍校は6月中旬までに該当者報告
8月 1日頃	該当学校→市教委 入級希望者の入級審査会資料提出	
8月10日頃	入級審査会開催：入級の適否について判定を行う	
8月15日頃	市教委→該当学校 「入級審査会審議結果」及び申請手続きについての通知	
9月当初	入級	

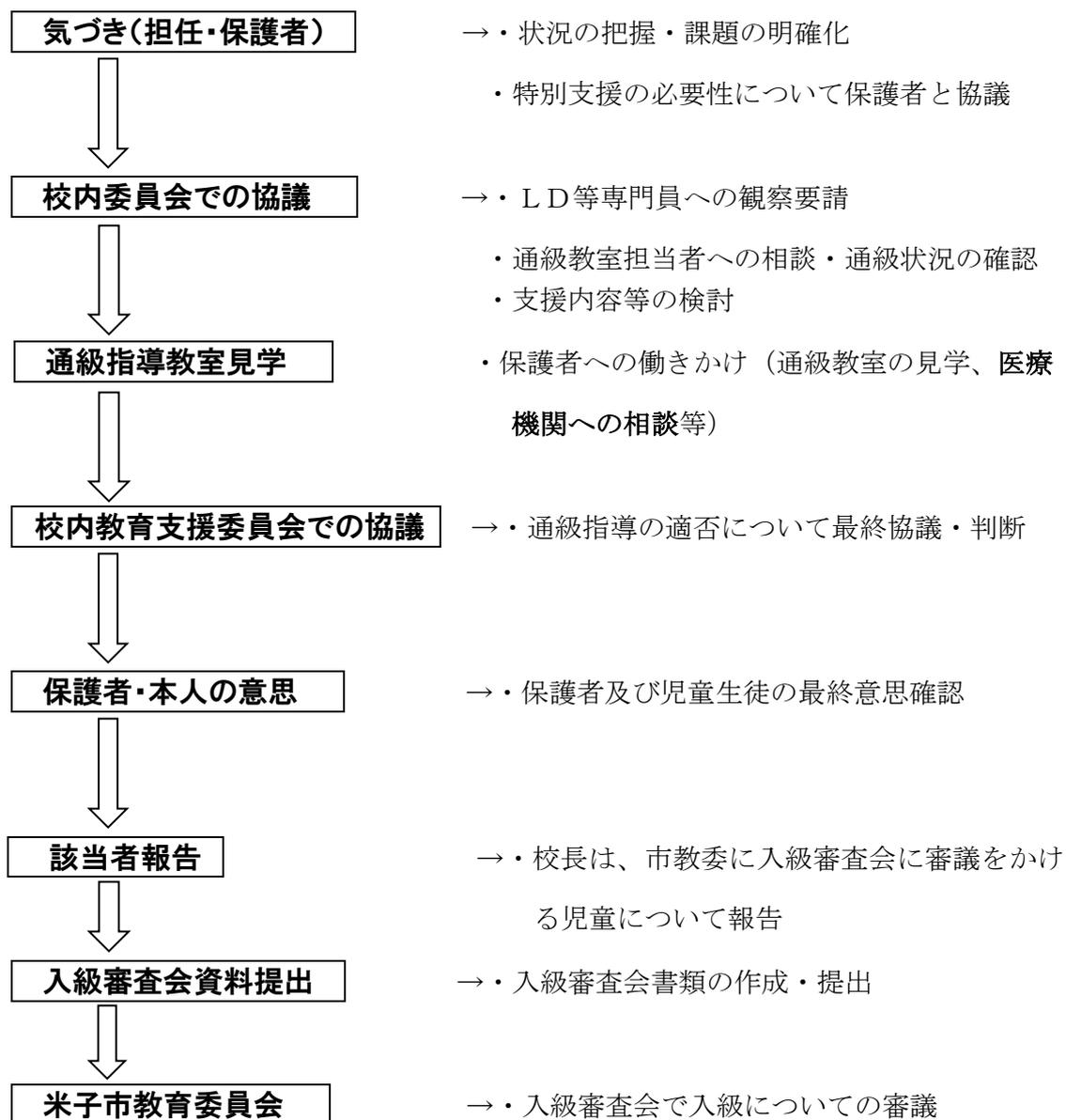
※原則として、上記以外は、年度中途の入級はできません。

「まなびの教室」の手続き等について<解説>

1 入級に関する手続きについて

(1) 入級審査会までの流れについて

<解説> 校内委員会で通級が適当であるかを協議した上で入級に向けて学校は動くこととなります。その際、次のような流れで事前の協議を行うことが必要です。



(2) 入級手続き上の主な留意事項

○「まなびの教室」への入級について入級審査会で審査を行うこと

<解説> 入級審査会の開催時期は、2月（新規入級希望者）5月（小学校新1年入級希望者）8月（受け入れ可能な場合に中途入級希望者）と決まっている。そのため、学校においては、入級審査会に向けての事前協議を計画的に進めておく必要がある。

○ 医学的アセスメントについて

＜解説＞ 教育上適切に必要な支援を行うためには、医学的アセスメントを生かすことが重要である。児童生徒の実態を把握するため、学校は保護者に医療機関への受診を勧めたり、付き添い受診をしたりして、医学的アセスメントを得るよう努めることが必要である。

「まなびの教室」への入級にあたっては、医療への受診を勧め、何らかの形で医学的アセスメントを得た上で、保護者と協議の上、入級審査会に諮る必要がある、あくまで受診は、医学的アセスメントを教育に生かすためにするものである。保護者に受診を勧める際は、「まなびの教室へ入級するために受診が必要である」「診断書が必要である。」というような安易な言葉かけを行わないよう留意する必要がある。

入級審査会に諮る際の提出文書は、医学的アセスメントの判るものの写しでよく、診断書に限定されるわけではないことにも留意することが大切である。また、学校が把握している医学的アセスメントについても、校内教育支援委員会の記録【様式1】個人カード【様式2】の記入欄に記載することが大事である。

○医学的アセスメントの写しは、LD等専門員の意見書に換えることができること

＜解説＞ 入級についての判断材料とするため、医学的アセスメントを得ることを原則としている。しかし、入級審査会にまでに医学的アセスメントを得ることが困難な場合は、医学的アセスメントの判るものの写しは、LD等専門員の意見書に換えることができる。

○ 校内教育支援委員会で「特別支援学級適」と判定している児童生徒について

＜解説＞ 「まなびの教室」の対象児童生徒は、通常学級在籍で、発達障がい起因する課題を解消するために通級による指導が必要な児童生徒である。校内で特別支援学級適と判断している児童生徒については、保護者に特別支援学級への橋渡しとして「まなびの教室」を勧めるのではなく、特別支援学級入級への教育支援を行う。近年の入級審査会においては、週1回程度の通級指導では、指導の効果が見込めない児童生徒は入級不適となっている。

2 継続・終了に関する手続きについて

(1) 継続者見直しの背景

年々、通級指導教室入級を希望する児童生徒が増えている。通級指導の継続・終了判断は1年毎であるが、継続指導が必要な児童生徒も多く、年度末での退級者は少ない。そのため、新規の入級希望者を受け入れることができない状況が生じている。

しかしながら、各学校においては、新1年生や2年生以上の児童生徒の中に、児童生徒本人の障がい起因する課題が顕著となり、通級による指導の必要性が、より切実になっている場合も少なくない。長期的には、通級指導教室の増設が望まれるが、現状においては、通級児童生徒の「課題の改善」の状況に応じて中途退級、年度末退級をすすめ、新規入級ができる状況づくりをしていくことが必要である。

(2) 通級指導の1年間の流れ（別紙「通級指導1年間の流れについて」参照）

- ① 通級指導の継続希望の有無についての保護者の意思確認においては、保護者に「通級指導教室での通級指導は、1年間単位であり、自動的に継続されるものではない。」ことを伝えておくことが必要である。
- ② 通級指導校と在籍校が、連携を図って、通級児童生徒への指導・支援を行う。
 - ・通級指導校は、通級指導校における指導目標及び主な指導内容を在籍校に伝える。
 - ・通級担当者、LD等専門員は、在籍校で行うべき支援についてアドバイスをする。また、在籍校の学級担任は、目標に照らし合わせながら通級児童生徒の学級での様子を通級担当者に伝える。
 - ・在籍校は、校内委員会等で、通級児童生徒の「実態の把握」と「適切な支援」について共通理解を図るとともに、学校体制で児童生徒の課題の改善へ向けた支援を行う。
- ③ 通級指導校は、在籍校に、学期毎に、通級指導の経過報告を行う。
- ④ 在籍校は、通級指導校に、通級児童生徒の学校生活の現況についての報告を行う。報告期限は、1月中旬までとする。

(3) 継続・終了の判定決定までの流れ

- ① 通級担当者、LD等専門員は、在籍校訪問や巡回相談を通して、該当児童生徒の実態把握に努め、判定へ向けての資料とする。…1学期～2学期
- ② 在籍校の校長は、通級指導を受けている児童生徒の学校生活の現況及び校内委員会の審議結果を通級指導校の校長に報告する。…1月中旬まで
- ③ 通級担当者は、年度初めの目標に対してどの程度の改善が図られたのか、最初に次の3段階で判定を行う。

	判 定
A	課題の改善が図られている。次年度は在籍校での指導でよい。
B	課題の改善がかなり図られており、入級審査会で審議する。
C	課題の改善が見られるが、十分図られていない。次年度も通級が適切である。

* Bの判定の児童生徒については、在籍校からの「学校生活の現況について」【様式7】及び2学期末指導経過報告を1月末までに市教委に提出し、継続か終了かを入級審査会で審議する。

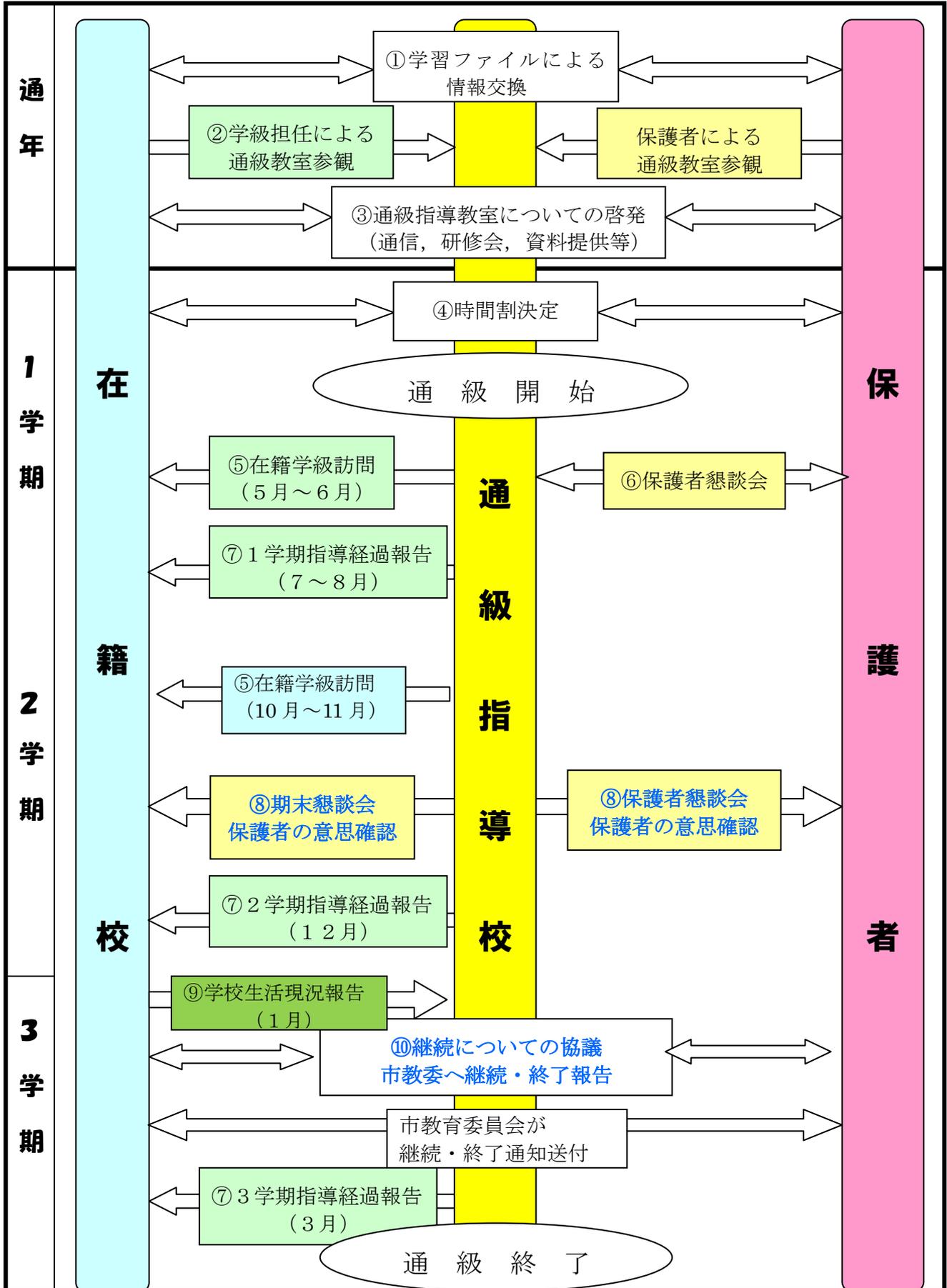
- ④ 入級審査会においては、新規入級希望の児童生徒の状況を考慮に入れて、通級指導の必要性が大きい児童生徒が入級できる状況づくりを行う。

その際、継続については、期限や回数についての条件を付記する場合がある。

また、新年度の小学校通級指導教室のスタートにあたっては、可能な限り新1年生の入級枠を確保するように努める。
- ⑤ 通級指導校の校長は、目標に対してどの程度改善が図られたのか判定し、市教委に終了・継続の結果を通知する。…2月25日頃
- ⑥ 市教委は、判定結果を在籍学校長・保護者に通知する。…3月5日頃

通級指導の1年間の流れについて

※ 通級指導は、原則1年間単位であり、自動的に継続されるものではありません。
 継続する場合も、通級指導教室入級申請が毎年必要です。



- ① 学習ファイルを使って、通級指導教室での毎時間の活動や学級・家庭での様子を記入し、情報交換します。
- ② 通級指導教室での学習や活動の様子を学級担任の先生はいつでも参観して下さい。
- ③ 通級児童生徒の特性を周囲の方々に正しく理解してもらうため、通信の配布、研修会の開催、資料提供等を行います。学級児童に対しての啓発学習に関する資料提供、協力も行います。(本人・保護者の希望のもと)
- ④ 学校の時間割・保護者の送迎の都合を考慮して、通級の時間割を決定します。
- ⑤ 在籍学校での生活及び学習の様子を詳しく知るために、通級担当者が在籍学校・学級を訪問します。また、授業参観や情報交換をし、在籍学級や通級指導教室での指導目標について共通理解します。
- ⑥ 1学期に、目標決定等についての保護者懇談会を行います。
- ⑦ 通級指導校は、各学期の指導について、在籍校に指導経過報告をします。
- ⑧ 2学期の期末懇談会で、来年度の通級希望の有無について、保護者に意思確認をします。
- ⑨ 在籍校は、児童生徒の一年間の学校生活の様子及び校内委員会の協議の結果等を、通級指導校に報告します。
- ⑩ 通級指導校は、継続・終了について、在籍校や保護者と相談し、その結果を市教委に報告します。

児童生徒の実態によっては、年度途中で退級の場合もあります。

様式 1

平成 年 月 日

米子市教育委員会教育長 様

米子市（組合）立 中学校

校長



校内教育支援委員会記録（発達障がい）

ふりがな 生徒氏名		学 年 (生年月日)	第 学年 (平成 年 月 日)	
保護者氏名		現 住 所		
こ れ ま だ の 経 過 ・ 校 内 教 育 支 援 委 員 会 記 録 等				
				<医学的アセスメントについて>
	受診した医療機関		医師名	
	聞き取った者		聞き取り日時	
アセスメント内容				

様式 2

個人カード（発達障がい通級指導教室用）

記載者

（平成 年 月 日）

1	生徒氏名	男・女
2	生年月日	平成 年 月 日（才 月）
3	在籍学校名等	米子市（組合）立 中学校 第 学年
4	諸検査診断	教研式集団知能検査 IQ 診断 WISC-III FIQ （言語性 動作性 ） WISC-IV FSIQ （言語理解 知覚推理 ワーキングメモリー 処理速度 ）
5	行動のようす（注意集中、多動性・衝動性、こだわり、集団への参加、基本的な生活習慣等）	
6	コミュニケーションのようす（聞くこと・話すこと、友だちや先生との関わり等）	
7	学習のようす（読むこと、書くこと、計算すること、内容の理解度、運動の器用さなど）	
8	生活や学習についての周囲（家族や学級の児童）の受容・理解の状況	
9	健康面・医療面についての配慮事項（医学的アセスメント等）	
10	学校として通級指導教室に望むこと	

中学校長 様

LD等専門員

印

LD等専門員意見書（報告）

下記の生徒について、報告します。

記

1	生徒氏名	男 ・ 女
2	在籍校等	米子市（組合）立 中学校 第 学年
3	諸検査	教研式集団知能検査 SS IQ WISC-III または IV
4	生活・行動の状況	
	【集団行動】	
	【多動性・衝動性】	
	【注意・集中】	
	【基本的な生活習慣】	
	【対人関係】	
5	学習のようす	
	【聞く・話す】	
	【読む】	
	【書く】	
	【算数】	
	【粗大運動・微細運動】	
6	所見	

様式 4

発 第 号
平成 年 月 日

米子市教育委員会教育長 様

(在籍校) 米子市 (組合) 立 中学校
校長 印

生徒の通級について (申請)

下記の生徒は、通級指導を受けさせたいので承認して下さるよう申請します。

記

生徒氏名 (生年月日)	学 年	保護者 氏 名	保護者 住 所	指導を受ける理由及び 通級指導の週あたり時間	備 考
(年 月 日)					

(注) 1 指導を受ける理由については「発達障がい起因する課題の改善を図る」という記載にすること

2 備考欄には、診断名及び通級期間を記入すること

通級許可申請書

生徒氏名		平成 年 月 日生
在籍学校名	米子市立 中学校 (第 学年)	
通級指導校名	米子市立 学校 通級指導教室	
通級期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
通級指導を 受ける時間数	週あたり 時間	
通級指導を 受ける理由 通級方法等		
備考 (医療機関から の助言内容等)		
<p>上記のとおり通級を許可して下さるよう申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保護者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> <p>米子市教育委員会 様</p>		

※ 3月に来年度の通級許可申請書を提出する場合は、在籍学校名欄の学年は、来年度の学年を記入すること

様式 6

通級指導に伴う教育課程

学校教育法施行規則第140条及び141条により、下記生徒の通級指導に伴う教育課程を届けます

(在籍校) 米子市(組合)立 中学校

校長



1 通級指導を受ける生徒

生徒氏名 _____ (第 _____ 学年)

通級指導校名 米子市立 _____ 学校

2 授業時数等

(1) 在籍校における教育課程

教科 領域	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	外国語	道徳	特別活動		学校 行事	総合 的な 学習
											学級 活動	生徒会		
年間時数 (週あたり時数)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(2) 通級指導校における教育課程

	自立活動	教科名 ()
指導目標		
曜日 (時間)	曜日 (: ~ :)	曜日 校時 (: ~ :)
年間時数 (週あたり時数)	(時間)	(時間)
主な指導内容		

様式7

発 第 号
平成 年 月 日

米子市立 学校長 様

(在籍校) 米子市 (組合) 立 中学校
校長 印

学校生活の現況について (報告)

通級指導を受けている下記の生徒の学校における現況を報告します。

記

生徒氏名	記載者名
○主訴に対する生徒の学校生活 (行動の様子、コミュニケーションの様子、学習の様子、生活の様子、周囲の受容状態等) 及び在籍学校における支援、改善点や課題等を記入願います。	
主訴 入級時の	
長期目標	
徒の様子 学校での支援及び生	
改善点及び課題	
委員会の判断 校内教育支援	

様式 8

発 第 号
平成 年 月 日

米子市教育委員会教育長 様

米子市立 学校
校長

印

通級指導の終了について（報告）

下記の生徒は、通級指導が終了するので報告します。

記

生徒氏名	在籍校	学年	通級終了年月日	通級終了の事由
			平成 年 月 日	

様式9

発 第 号
平成 年 月 日

米子市教育委員会教育長 様

米子市立 学校
校長



通級指導の継続について（報告）

下記の生徒は、通級指導を来年度も継続することを報告します。

記

生徒氏名	在籍学校名	学年	通級継続の事由